

市町村合併に関する国・県の支援措置

1. 国の支援措置

普通交付税の特例

合併することによって経費が節約されることになり、本来は普通交付税の額も少なくなりますが、特例として10年間は合併前の市町村ごとに算定される額の合計額を下回らないような措置が講じられます。その後は5年間で段階的に縮減されます。

合併特例債【借入金：元利償還金の70%を普通交付税措置】

合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する起債

○合併協議会で策定する市町村建設計画に基づく次の施設などの整備（旧市町村間の道路／橋梁／介護福祉施設／上水道／下水道／庁舎など）

県例示「結びつきパターン」①の場合…**試算限度額**＝約558億2千万円

県例示「結びつきパターン」②の場合…**試算限度額**＝約661億8千万円

合併市町村振興のための基金造成に対する起債

（旧市町村単位の地域振興基金造成／新しい市町村の一体感醸成のための基金造成）

県例示「結びつきパターン」①の場合…**試算限度額**＝約32億3千万円

県例示「結びつきパターン」②の場合…**試算限度額**＝約38億円

合併直後の臨時的経費に係る財政支援措置【5年間均等：普通交付税算定補正】

○行政サービスの一体化経費

（基本計画策定／コンピュータシステム統一化／ネットワーク整備など）

○行政サービス水準の格差是正

県例示「結びつきパターン」①の場合…**試算限度額**＝約15億4千万円

県例示「結びつきパターン」②の場合…**試算限度額**＝約30億円

市町村合併に対する特別交付税措置【3年間】

公共料金の格差是正／新たなまちづくりのための経費などについて、特別交付税で支援する措置。

2. 県の支援措置

合併の具体化に向けた支援

- ・市町村合併支援補助《調査研究など》
- ・市町村合併アドバイザー派遣
- ・合併協議会に対する人的支援

合併後の市町村に対する支援

- ・合併特例交付金《新体制のまちづくり》
- ・市町村振興資金の無利子貸付
- ・その他支援《県事業の重点実施》

(仮)市町村合併をともに考える
シンポジウム2002 in 栄町

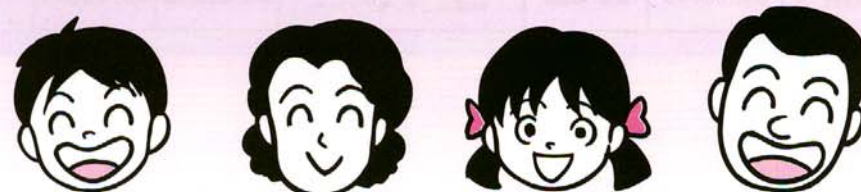
**さかえまち
ステップアップ**

◆日時 平成14年11月23日(土・祝)
開演16時(開場15時30分)

◆会場 ふれあいプラザさかえ 文化ホール

◆主催 栄町議会

◆後援 栄町



◆ご意見をお待ちしています◆

今回配布いたしました基礎調査の内容や市町村合併についてのご意見やご質問がございましたら、「町長への手紙」「Eメール」「封書郵便」「はがき」などでお知らせください。

発行日／平成14年10月11日[金]

編集・発行／栄町 総務企画事業部 企画政策室

〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

電話 0476-95-1111 [内線325]

FAX 0476-95-4274

Eメール kikaku@town.sakae.chiba.jp



今回お配りした抜粋編のほか、すべての調査データをご覧になりたい方は、役場4階の行政資料室及びふれあいプラザ図書室に備え付けております。また、各自自治組織の代表者にお願ひし、各集会所等にも備え付けておりますので、ご希望の方はご自由にご覧ください。

